

2017年6月9日

北海道労働局

局長 引地 睦夫 様

日本労働組合総連合会北海道連合会

会長 出村 良平

2017年度北海道最低賃金改正等に関する要請書

わが国の経済・社会の現状を見ると、景気は緩やかな回復基調にあるとされ、有効求人倍率や完全失業率といった雇用指標も良好な水準で推移していますが、多くの働く者・生活者が景気回復を実感するまでには至っていません。また、格差・貧困は一層深刻になっており、とりわけ教育機会の格差は子どもたちの可能性を狭め、将来のわが国の成長の妨げにつながりかねません。加えて、人口減少と超少子高齢化、人工知能・IoTをはじめとした技術革新などにより、わが国の社会構造や働き方は大きな変革期に差し掛かっています。

働く者を取り巻く現状を見ると、全雇用労働者に占める非正規労働者の割合はおおよそ4割の2000万人（道内は39.7%、91万人）に達し、また、生活保護受給者数は約216万人（道内は約16万6千人）におよぶなど、低所得層の増大や格差の拡大により社会は不安定さを増しています。誰もが将来の生活に希望を持てる社会を実現するため、労働者の生活を支える最大の柱である賃金のセーフティネットたる最低賃金制度の役割はさらに重要度が増しています。

中央最低賃金審議会は、2007年度の「成長力底上げ戦略推進円卓会議」、「生活保護に係る施策との整合性に配慮」が盛り込まれた最低賃金法改正（2008年7月施行）以降、政労使合意や政府方針等も踏まえて議論を尽くしてきました。その結果、地域別最低賃金は、近年、従前に比べれば大幅な引き上げが続いているものの、依然として最低賃金法第1条の法目的に鑑みて十分な水準とは言えません。

また、地域間格差の拡大傾向は深刻です。最高額の東京では932円（2007年度比+193円）である一方、北海道を含む38道府県では地域別最低賃金の水準が未だ800円未満であり、地域間格差が拡大しているとともに、働き手流出の一因にもなっています。

連合北海道は、このような状況を改善するため、地域別最低賃金は、少なくとも生存権を担保すべきであり、生活保護水準を上回るべきことは言うまでもありません。そのうえで、地域における労働者の生計費及び賃金を重視し、労働の対価としてふさわしい水準へ引き上げるべきだと認識しております。「働き方改革実現会議」における「同一労働同一賃金」の議論等を鑑みれば、なおさら、北海道地方最低賃金審議会の審議においては、この間の答申を十分尊重することは勿論のこと、外部労働市場の賃金水準等も参考に、労働の対価として最低賃金水準の絶対値に着目した真摯な審議が求められていると認識しております。

北海道労働局におかれましても、重要度が増す最低賃金の実効性を担保すべく、次の事項に取り組まれるよう要請するものです。

記

1. 北海道最低賃金について

- (1) 「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」（目安全協議報告）の尊重

2017(平成 29)年 3 月 28 日に中央最低賃金審議会が了承した目安全協報告では、「今後の目安審議については、公労使三者が、その真摯な話し合いを通じて、法の原則及び目安制度に基づき、時々の事情を勘案しつつ総合的に行うことが重要である」ことなどを確認している。

北海道最低賃金審議会における審議に当たって、同報告の趣旨を最大限尊重し、また、地方最低賃金審議会の自主性を最大限発揮できる審議会運営を図ること。

- (2) 10 月 1 日発効に向けたスケジュール設定

早期の最低賃金引上げ発効は全労働者の利益である。北海道地方最低賃金審議会への諮問、専門部会、運営小委員会の開催、および答申の日程設定においては、早期発効に最大限配慮すること。

2. 最低賃金の引き上げに当たっての中小企業支援策の周知等について

中小企業・零細事業者においても最低賃金の引き上げが確実に行われるよう、北海道経済産業局と連携を図り、公正な取引関係を構築することを含め、中小企業支援策の周知等を講じること。また、非正規労働者の賃金引き上げに向けた基本給の賃金テーブル等を 2%以上増額改定し、処遇改善を行った場合に助成される「キャリアアップ助成金（処遇改善コース）を有効活用するよう周知徹底を図ること。

3. 特定（産業別）最低賃金について

特定（産業別）最低賃金制度は、労使交渉を補完・代替する機能を有し、基幹的労働者の最低賃金を形成することにより、事業の公正な競争の確保に寄与している。

特定（産業別）最低賃金の意義と役割を踏まえ、水準改善と併せ、制度の拡充に資する取り組みが進展する様に指導を強化すること。また、第 3 次産業における新設への取り組みに対して、行政の立場からの支援を強化すること。

4. 最低賃金の周知と監督行政の強化について

- (1) 最低賃金制度および最低賃金額の周知・徹底を図り、違反事業所の積極的な摘発や罰則適用の強化等、最低賃金制度の実効性を高めること。
- (2) 最低賃金の履行確保のための監督にあたる要員の増強等監督体制の抜本的強化を図ること。
- (3) 最低賃金の改定額を踏まえ、発注済みの公契約の金額が見直されるよう、中央省庁および地方自治体に対し、指導を強化すること。

以 上